

2月26日（第1日）

2月26日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	花野伸二	2番	浜先秀二
3番	上松英邦	4番	吉野伸康
5番	山本秀男	6番	大石秀昭
7番	片平司	9番	野崎剛睦
10番	林久光	11番	住岡淳一
12番	山根啓志	13番	登地靖徳
14番	浜西金満	15番	山本一也
16番	新家勇二	17番	山木信勝
18番	扇谷照義	19番	胡子雅信
20番	上田正		

欠席議員

8番 沖元大洋

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
総務部長	土手 三生	政策推進特命参事	河下 巖
市民生活部長	浜村 晴司	福祉保健部長	川地 俊二
産業部長	瀬戸本三郎	土木建築部長	石井 和夫
会計管理者	久保 和秀	教育次長	横手 重男
消防長	岡野 数正	企業局長	川尻 博文
総務課長	峰崎 竜昌	財政課長	島津 慎二
企画振興課長	亀田 浩司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	今宮 正志
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第5	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6	議案第13号 江田島市特定環境保全公共下水道大柿浄化センター関連施設(前処理施設)の建設工事委託に関する協定の

変更について

- |         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 日程第 7   | 議案第 1 4 号 | 江田島市総合計画策定条例案について   |
| 日程第 8   | 議案第 1 5 号 | 江田島市新型インフルエンザ等対策本部条例案について   |
| 日程第 9   | 議案第 1 6 号 | 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案について   |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 7 号 | 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 8 号 | 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例案について  |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 9 号 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案について                        |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 0 号 | 江田島市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案について   |
| 日程第 1 4 | 議案第 2 1 号 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案について                    |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 2 号 | 江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について   |
| 日程第 1 6 | 議案第 2 3 号 | 江田島市議会議員の政務調査費の交付に関する条例及び江田島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について                                 |
| 日程第 1 7 | 議案第 2 4 号 | 江田島市防災行政無線局条例の一部を改正する条例案について  |
| 日程第 1 8 | 議案第 2 5 号 | 江田島市暴力団排除条例の一部を改正する条例案について  |
| 日程第 1 9 | 議案第 2 6 号 | 江田島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案について   |
| 日程第 2 0 | 議案第 2 7 号 | 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について   |
| 日程第 2 1 | 議案第 2 8 号 | 江田島市保育園条例の一部を改正する条例案について  |
| 日程第 2 2 | 議案第 2 9 号 | 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について  |
| 日程第 2 3 | 議案第 3 0 号 | 江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について  |
| 日程第 2 4 | 議案第 3 1 号 | 江田島市市営住宅条例の一部を改正する条例案について   |

- て
- 日程第 2 5 議案第 3 2 号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 6 議案第 3 3 号 江田島市教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 7 議案第 3 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 3 5 号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 日程第 2 9 議案第 3 6 号 公有水面埋立てに関する意見について
- 日程第 3 0 議案第 3 7 号 公有水面埋立てに関する意見について
- 日程第 3 1 議案第 3 8 号 市道の路線廃止について
- 日程第 3 2 議案第 3 9 号 市道の路線認定について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（上田 正君） おはようございます。

ただ今の出席議員は19名です。

沖元大洋議員から欠席の連絡が入っております。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回江田島市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（上田 正君） 日程第1、「諸般の報告」を行います。

田中市長から、報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 皆さん、おはようございます。

ことしから、これまでの3月定例議会を繰り上げまして、2月に招集に規則改正をさせていただき、本日平成25年の第1回江田島市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

また市民の方々には、早朝から定例会の傍聴にお越しいただき、心からお礼を申し上げます。

さて、東北の青森市では、過去最高の積雪を記録するなど、この冬は例年になく寒い年のように感じられますが、自然は正直なもので、各地からスイセンやウメの開花の便りが届くなど、着実に春の足音が近づいております。

一方、国政に目を転じてみますと、ことしに入り、安倍政権は、矢継ぎ早に金融緩和や財政出動などの経済政策、アベノミクスを先行させており、先日のオバマ大統領との日米首脳会談では、関税撤廃の例外が認められる参加条件に含みを持たせたものの、TPP交渉参加に舵を切る方向で、早期参加に向けた整備を本格化させております。

本市におきましても、市財政や地域産業への影響など、気がかりな面は多々ありますが、今後の国の動向を十分注視しながら、それぞれ状況に即した迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。

議員の皆様のお協力をよろしくお願いいたします。

また、本定例会は、平成25年度の当初予算案並びに関連議案を御審議いただく節目の定例会でございます。

活発な議論とともに、慎重審議よろしくお願いいたします。

それでは昨年12月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして、9項目報告を申し上げます。

まず第1点目が、江田島市消防出初式についてでございます。

1月13日、切串小学校で「光」をテーマに江田島市消防出初式を開催しました。

当日は天候に恵まれ、一般見学者及び来賓約550人が参観する中を、市内の防災関係者638人、車両32台が分列行進した後、自主防災会による消火訓練、消防本部と消防団による消火・救助訓練などが披露されました。

今後とも、市民の負託に応えるため、施設整備及び消防力の強化に努め、「災害に強いまちづくり」を進めてまいります。

2点目が、江田島市成人式についてでございます。

1月14日、農村環境改善センターで、江田島市成人式を開催しました。

当日は、成人対象者220人のうち150人が出席し、多くの来賓が参列して、二十歳という人生の大きな節目を迎えた新成人の門出を祝福しました。

式では、記念品の贈呈に続き、新成人2人が「誓いのことば」を発表しました。また、広島を中心に活躍しているリゴズトリオによる記念公演が、式を盛り上げました。

新成人の皆さんが、郷土愛をさらにはぐくみ、21世紀の担い手としてますます御活躍されることを願います。

3点目が、西部4市町基幹業務クラウドサービス基本合意書の締結についてでございます。

本市を初め、廿日市市、安芸高田市、安芸太田町及び北広島町の県西部5市町は、住民サービスの維持向上を踏まえた経費圧縮及び災害時の業務継続に向けた対応力の強化を図るため、クラウドコンピューティング技術を活用した基幹業務系システムの共同利用について協議を行ってきました。

1月15日、廿日市市役所で開催した西部5市町情報システム共同利用推進検討会議において、安芸高田市が途中で参加を辞退しましたが、他の西部4市町の市長・町長は、継続して共同利用を行うことを確認しました。

これを受けて、本市は、1月21日付けで、プロポーザルで選定したシステム業者と基本合意書を締結しました。

本市の運用期間は、平成27年11月から平成32年11月までを予定しており、今後は、4市町が各業務別に詳細を調整し、スムーズな移行を目指してまいります。

4点目が、江田島市カキ祭等についてでございます。

2月3日、江田島町小用みなと公園を主会場に、江田島市カキ祭及び中晩柑類の展示品評会が開催されました。

当日は天候に恵まれ、約6,300人の来場者がありました。新鮮な農水産物の販売では、カキを使ったメニューを初め、海の幸、山の幸などの各テントに長い行列ができ、訪れた人に冬の味覚を堪能していただきました。

ことしも、気仙沼市カキ養殖業復興支援募金が企画され、14万8,777円の募金が集まりました。

また、中晩柑類の展示品評会では、デコポンやネーブルなど135点の出品の中から、特に優秀なものを表彰し、その後に行われた即売会では、用意していた柑橘類が瞬く間に売り切れとなりました。

御協力をいただいた関係機関、団体の皆様に感謝を申し上げます。

5点目が、住宅宣言吉島「江田島かきまつり」についてでございます。

2月9日から11日までの3日間、広島市中区の吉島住宅展示場で、恒例の江田島かきまつりを開催しました。

このイベントは、本市の特産品のカキをPRする絶好の機会であり、開催日の1週間前からテレビのコマーシャルで放送されたこともあり、広島市や近隣市町などから大勢の来場者がありました。

会場では、来場者が、カキのむき身、殻付きカキ、新鮮な魚介類や柑橘類などをたくさん買い求めていました。

今後も、カキを初めとする特産品のPRに、積極的に取り組んでまいります。

6点目が、防災講演会についてでございます。

2月23日、大柿公民館で、山口大学大学院理工学研究科の瀧本浩一準教授を講師に招き、「地域防災の考え方進め方」と題して、防災講演会を開催しました。

当日は、地域の自主防災会を初め、約100人の来場者があり、東日本大震災の発生から2年を迎えるのを前に、改めて自然災害の脅威を思い起こしながら、地震、津波、大雨などへの備えについて講義していただきました。

今後も地域防災に係る啓発活動を通じて意識の高揚を図り、市民の皆様とともに、「災害に強いまちづくり」を進めてまいります。

7点目が、けんみん文化祭呉・安芸地区フェスティバルについてでございます。

2月24日、沖美ふれあいセンターで、平成24年度けんみん文化祭第23回呉・安芸地区フェスティバルが開催されました。

このイベントは、地域の人々が参加し、触れ合い、楽しむことができる文化活動発表の場を提供するとともに、それぞれの地域の特色ある文化・芸術の振興を図るものです。

当日は、本市が初め、呉市、府中町、海田町、熊野町及び坂町の2市4町で文化活動をしている各文化協会会員の33団体、334人が、民謡民舞、大正琴、フラダンスなど、日ごろの活動成果を発表しました。

また、アトラクションとして、本市の「江田島ひよっこ連海風」の皆さんの演技が、イベントに花を添えました。

今後も、このイベントを通じて、地域の文化・芸術をはぐくむとともに、さらなる発展を期待します。

8点目が、林野火災防ぎょ消防大訓練についてでございます。

2月24日、江田島町切串のクマン岳で、林野火災防ぎょ消防大訓練を実施しました。

この訓練は、これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となるため、初動体制及び各防災関係機関相互との連携協力体制の確立を目的に、消防本部、消防団、広島市消防航空隊、江田島警察署及び海上自衛隊2機関から146人が参加して行いました。

これからも定期的に訓練を行い、災害発生時における連携強化を図ってまいります。

9点目が、各種定期総会等についてでございます。

このことについて、別紙1のとおり開催され、市長、副市長及び関係部課長が出席しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告行います。

地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年11月及び平成24年12月に係る例月出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ご覧いただくようお願いします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、「諸般の報告」を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（上田 正君） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、10番 林 久光議員、11番 住岡淳一議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○議長（上田 正君） 日程第3、「会期の決定」について、を議題といたします。  
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの18日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの18日間に決定いたしました。

## 日程第4 報告第1号

○議長（上田 正君） 日程第4、報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された「市長の専決事項の指定について」に基づいて、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分をしましたので、同

条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは、報告第1号、専決処分の報告について説明いたします。

議案書1ページをごらんください。

1は、公用車運転中の事故による工作物の損害、2は、市管理の集会所の損傷による自動車の損害の2件でございます。

まず、1の内容ですが、2ページをごらんください。

中ほど、1、事故の概要にありますように、本年1月10日に、江田島町〇〇〇〇丁目〇〇〇番〇において、職員が公用車を方向転換させようとしたときに、相手方が所有する車止めポールを結ぶチェーンに接触し、ポールを破損させたものです。

本件についての人的被害はありませんでした。

相手方の〇〇〇〇氏との損害賠償金4万2,000円を支払うことで和解し、2月3日に専決処分したものです。

損害賠償金は、本市が加入している自動車保険で補てんされております。

次に、2の内容ですが、3ページをごらんください。

中ほど、1、事故の概要にありますように、昨年12月7日に能美町高田の市営南区住宅団地集会所の屋根がわらが強風のため落下し、敷地内の駐車場に駐車していた相手方車両に当たり、損傷させたものです。

本件についての人的被害はありませんでした。

相手方の〇〇〇〇〇氏との損害賠償金33万円を支払うことで和解し、2月6日に専決処分したものです。

損害賠償金は、本市が加入している総合賠償補償保険で補てんされております。

また、本集会所の屋根については、瓦全体の固定状態を確認した上で、必要な修繕を1月22日に完了しております。

今後も施設管理の徹底、事務に当たっての緊張感の保持、法令の遵守、安全の確保などを職員に一層指導してまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、報告第1号の報告を終わります。

## 日程第5 諮問第1号

○議長（上田 正君） 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

平成25年3月31日で任期満了となる次の人権擁護委員を、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦をしたい方は、住所が、江田島市大柿町〇〇〇〇〇番地〇、氏名が藤岡龍彦さんです。昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、65歳でございます。

藤岡さんは、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 1点ちょっと教えてください。

これまでですね、議会の方に人権擁護委員であるとか、いろいろな方々の推薦とかがありますけども、今回、私の記憶の中で、初めて人権擁護委員候補者の参考資料として、その方の経歴、いわゆる履歴書のようなものが添付されておりますが、これは今回初めてこれ出されたと思うんですけども、これを出す経緯というのをちょっと教えていただければと思います。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） これまで確かに議員さんおっしゃるとおり経歴等につきましては、参考資料でお付けしておりませんでした。

議会の皆さんの方からですね、議案書の中に、参考資料として、そういったその方の経歴とかですね、そういった部分が、やはり判断する中で、やはり重要な部分もありますし、そういったところも踏まえまして、今回から人事案件につきましては略歴を添付させていただく方で、議員さんにしっかり見ていただいて、そこらの部分の慎重審議をお願いしたいということで付けさせていただいております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

本案は、こと人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、これに同意することに決定しました。

## 日程第6 議案第13号

○議長（上田 正君） 日程第6、議案第13号「江田島市特定環境保全公共下水道大柿浄化センター関連施設（前処理施設）の建設工事委託に関する協定の変更について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第13号「江田島市特定環境保全公共下水道大柿浄化センター関連施設（前処理施設）の建設工事委託に関する協定の変更について」でございます。

平成23年江田島市議案第48号により議決を得た、江田島市特定環境保全公共下水道大柿浄化センター関連施設（前処理施設）の建設工事委託に関する協定について、協定金額及び工期を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 議案第13号について説明いたします。

一昨年、平成23年6月23日に、当初締結の議決をいただきましたが、このたび、協定の相手方であります日本下水道事業団と協定金額と工期について協議した結果、変更することになりましたので、この2項目について、当初協定の内容を変更するものです。

変更する内容の、まず1の協定金額の変更ですが、協定金額10億8,000万円（内消費税額及び地方消費税額5,142万8,571円）を7億6,000万円（内消費税額及び地方消費税額3,619万476円）に改めるものです。

消費税を含み、3億2,000万円の大減額となった理由は、土木建築工事、機械工事及び電気工事の、おのおのの入札において、いずれも、当初予定しておりました金額より安価に落札されたことによります。

次に、2の工期の変更ですが、変更内容は、議会議決後の協定日から平成25年3月29日までを、議会議決後の協定日から平成25年10月31日までに改めるものです。

工期が延長になった主な理由は、日本下水道事業団が、最初に行った入札が不調となり、内容変更後に、再入札を行ったこと、また、土木建築工事が低入札であったため、適正に執行されるかどうか審査を行ったことなど、これらに時間を要したことによるものです。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） ただいま言われました工期の変更でありますかね、7か月ぐらいおくれて、このおくれた関係で運搬処分代は740万もいるようになったということではありますが、変更の理由として今述べられました、解体工事の入札の不調で設計の見直しを行ったと聞いとるんですがね。それから解体工事及び土木工事の合体による入札のおくれ、土木建築工事が低入札に終わったことにより、6か月ぐらい遅延が生じたためと。そういうふうな理由になっとるんですが、この設計の見直しを行ったということを聞いとるんですが、どのような設計の見直しを行ったんでしょうか。

まず第1点お聞きします。

それからですね、1番目の協定金額の変更なんです、これ10億8,000万から7億6,000万、3億2,000万ほど減額になったわけですが、この財源内訳ですよ。それから繰越明許になる2億5,200万ぐらいですかね。その財源内訳はどうなるんでしょうか。これさっぱりわからんようになったですよ。内訳をお伺いします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） まず1点目の設計変更の件ですけれども、先ほど、山木議員さんも言われましたけれども、当初工事については、解体工事とですね、電気工事、機械工事、土木建築工事の4工手でやる予定でありましたが、最初の解体工事一般競争入札で入札を行いました、参加者がなく不調になりましたので、これは解体工事自体が金額的に大きな金額でないという面もあったんですけども、不調になったということで、土木建築工事と解体を合体をさせた設計変更ということで、そういったことでの設計変更であります。

それと2点目の財源のことなんですけれども、いろいろと変更になったんで、交付金についても前倒しがあったりとか、いろいろ、それらについては議会の都度に都度補正はしておりますけれども、今、2月のこのたび補正する最終的な内容で申し上げますと、もともとは24年度の事業費は8億2,000万でありましたけれども、今回3億2,000万円ほど減となりましたので、事業費は、今年度の事業費は5億円の事業に対して、国庫補助金がつくということなんですけれども、これは、今年度の6月のときに補正をいたしましたけれども、23年度において前倒し交付分ということで、あらかじめ24年度に入る交付金を23年度で既に受け入れておりましたので、これらを減額をいたしましたのが24年の6月の議会であります。

今回その補助金を減額するようにしておりますけれども、これは先ほど言いましたように事業費の減額と、23年度に前倒し分の金額が全体の大きな、もともとの事業費での前倒し分ですので、結果として、事業費も減るし、前倒し分が多く入ったんで今回補助金については減額ということになっております。

補助金が減額になることによりまして、起債も当然このたび減額ということで、細かい数字はまた明日補正でそこらについてはまた再度説明をさせていただくと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 3億2,000万ほど安くなつとるというのはええか悪いかわからんのですけれども、安けりゃええいうものではないと思うんじゃけど、要はこういう下水道事業団に全部任しとるんだと思うんじゃけど、行政もこれに関しては素人なんよね。ほいじゃから向こうの言うとおりになんじゃと思うんですよ。

その辺のいわゆる行政としての下水道の整備とかああいうのは全部下水道事業団にやらしとるじゃないですか、設計なんか。そのチェックいうのはできとるんですか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 日本下水道事業団が専門的なところなんですけども、うちの方とですね、月1回連絡会議というのがありまして、そのときにはうちの環境課の職員と下水道課の職員とが集まりまして、向こうの方の下水道事業団の職員とで細かいその説明を聞いて、おかしなところがあればその連絡会のときに意見を交わして進めております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） そういう会議でしとる言うてもですよ、今回でも、やっぱり初めの予定よりは下がとるわけなんでしょう。ほいで江田島市の中に、そういう専門職はおらんのでしょうか。どうするんですそれで。これからもこういうことがおこりますよ。それを心配するんですけどね。私らも素人、議会も素人、行政も素人だったらね、相手を信用するしかないんじゃけど、相手がもうちょっと変なことをした場合には、チェックのしようがないじゃないかと思うんです。

その辺はどうなんです。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 確かに素人といわれればそうなんでしょうけども、日本下水道事業団は、信用と実績も備えておりますので、1昨年、協定の相手を日本下水道事業団にしたということでもあります。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

5番 山本秀男議員。

○5番（山本秀男君） 先ほど24年度は5億円というふうに言われましたが、これは当初は平成23年と24年の2カ年、継続事業で委託をということで、23年度の決算をみますと、7,490万、それから契約変更で7億6,000万円、すなわち平成24年度は6億8,500万なりやせんかと思うんです。

それと、そのうち2億5,200万を繰り越しするということで、繰り越しの方は補正の方であります、この内容は、ようわからんのですわいの。

今度の補正の時に一覧かなんか参考資料で示してもらいういうことができるかどうか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） ただいま議員の方から御指摘ありましたけども、明日の補正予算のときにですね、数字を整理して、そういった資料をお出ししたいと思

ます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第14号

○議長（上田 正君） 日程第7、議案第14号「江田島市総合計画策定条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第14号「江田島市総合計画策定条例案について」でございます。

総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定に関し、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第14号、江田島市総合計画策定条例の制定につきまして説明いたします。

これまで総合計画につきましては、地方自治法第2条第4項におきまして、市町村に対し、総合計画の基本部分であります基本構想につきましては、議会の議決を経て定めることが義務付けられておりましたが、国の地域主権改革のもと、平成23年5月2日に、この地方自治法の一部改正の法律が公布されまして、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市の独自の判断に委ねられることになりました。

そこで、本市としては、引き続き総合的かつ計画的な市政運営を図るため、本市の総合計画の策定に関しまして、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

条文内容につきまして説明いたします。

まず、第1条、趣旨ですが、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、定義は、総合計画、基本構想、基本計画、実施計画のそれぞれの用語の意義、位置付けを定めております。

第3条、策定方針は、市の最上位の計画でありますので、総合的見地から計画期間を定め、その時々地域の実情や社会経済情勢等の変化を踏まえた上で、市民との協働により策定するものとしてしております。

第4条、総合計画審議会への諮問は、策定に当たりましては、条例で定めました審議会に諮問するものとしております。

12ページをお願いいたします。

第5条、議会の議決は、審議会の手続を経て、基本構想を策定または変更するときは、議会の議決を得ることとしております。

第6条、基本計画及び実施計画の策定は、基本構想に基づきまして、同計画を策定するものとしております。

第7条、総合計画の公表は、策定後は速やかに公表するものとし、変更についても同様としております。

第8条、総合計画との整合は、個別行政分野の基本的な計画策定・変更におきましては、総合計画との整合性を図るものとしてしております。

第9条、委任事項は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める委任規定を設けております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） この総合計画については、この条例が制定されれば、25年度で基本構想、26年度で基本計画と実施計画を作成される予定ですよ。

それです、これを策定するに当たりまして、今までのことの反省に立って、これをつくってほしいんですよ。

例えば、基本構想の中に江田島湾総合開発とか、広島・松山ルート構想とか、広域港湾物流機能、いろいろ掲げとるんですがね、こういうことを今までやりました、何か。私は何もやってないと思うよ。何のためにこう掲げとるんかということよ。実際にこのできるようなことを書いてほしいですよ。

それから1番問題なのは、人口の減少問題ですよ。これ平成26年、10年後です

よね、あの合併してから。10年後の平成26年度には2万7,000人になるという目標をたっとなんですがね。まだ2年を残して2万6,500ですか今ね。そんなに減少しとるわけですよ。何でこの減少したんか。よう市長さん考えてみてくださいや。水道代は県下1番高い。固定資産税は高い。ほいで農道じゃの里道を直せいやあ3割負担しなさいとかね。そういった身近なもんはね、やっぱりこの人口の減少の理由になつとるんじゃないか思うんですよ。そこらもしっかり考えてやらんといかん思うんですがね、まあどのように考えとるんか、お伺いしたいですけどね。

それから、この間の全員協議会で、議決事項の拡大、これを基本計画までやってくださいよと頼んどったんですが、それもやってないんですが、なぜやらなかったのか、お伺いします。

以上です。

○議長（上田 正君） 亀田企画振興課長。

○企画振興課長（亀田浩司君） まず1点目の、これまでのですね、いろいろな点、反省を踏まえて次回の計画を策定するよという御指摘については、これまで掲げてきたものが十分できてないところがございますので、これまでの事業の内容等、流れ等も検証した上で、十分反省して、今の御指摘を踏まえて、次期計画の方はつくっていきたいというふうに考えております。

2点目の人口減少につきましては、目標が2万7,000人ということでおいておったんですけれども、正直、今の2万6,500人という人口がですね、ほぼもともと予測されてた人口より1,000人くらい減少を食い止めようということで計画の方を立てておりましたが、正直、今予測されてたとおりでできているというところがございますので、こういったところも踏まえて、次の計画には活かしていきたいというふうに考えております。

それから最後にありました全協で議決案件の方を基本計画にまでということがございましたが、これにつきましては、今回の条例ではですね、基本的には従前の地方自治法の規定を踏襲させていただいております。

それがなぜかということにつきましては、基本構想ということにつきましては、いわゆる企業でいえば経理面にあたるというところがございますので、こういったところにつきましては、市民の皆さんたちとも共有するという意味で、これまでも議会の議決案件なつたかと思いますが、基本計画、実施計画の部分につきましては、企業でいうところの経営戦略とか経営計画というところに当たるというふうに考えておりますので、この点につきましては執行部の方で責任をもって制定させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 市長は何も言うことないですか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 計画を立てて、何も手をつけとらん分があるじゃないかという話なんですけども、10年前に計画をたてた時には実は合併直後でですね、私が市長じ

やなかったもので、その計画の中身の経過についてはわかりませんが、例えば江田島湾の開発構想なんかというのは合併前からあった話なんで、合併後すぐにそういった大きい懸案の事案についてですね、大きく変更することは多分できなかったんじゃないかと思うんです。

ですから、できるかできないかわからないけれども、やはり合併した当初ですから、そういった大きな基本構想については、総合計画の中へ入れておこうというような経過があったんじゃないかと思っております。

その結果は今のとおりで、江田島湾構想なんかは、今言いますと、みんなに笑われるような実は構想になっておりますけれども、そういう実現できてなかったいろんなものについては、総合計画の中にあるものについては、27年からの新しい総合計画の中には、当然これは削除されるようになろうと思っておりますけれども、現実性のある計画を立てていくように考えております。

次に、例えば、人口が減つとることについてですが、道路をよくすれば、例えば人がふえとかいうような、一般的にはそういう考えしておりますけれども、果たしてそうなのかと。もう少しやっぱり深く考えてですね、いろんな議論をせんと私は難しいんじゃないかと思えます。例えば道路がどんどんよくなっております。日に日に年々よく道路は便利が良くなります。またことしの3月には、第2音戸大橋が開通しますが、それでそういったことにたくさんの金を投資して、ほいじゃ現実に人がふえたかいうとですね、そんなに新規に向上もふえたわけでもなし、交通の便利が確かに良くなりましたけれど、そうじゃなしにやっぱり、人が働ける場所がですね、つくる構想をですね、する必要はあるんじゃないかと。道路をよくするとか、港湾をよくするとかいうことではなしに、人が働く場所をつくることをですね、考える必要があるんじゃないかという、私はそういうような考えがあります。このことはどこの市町もですね、一つ二つの方法でですね、人口がふえとか人がふえとかいうようなことはありません。

ですから、一言で答弁するの非常に難しいと思っておりますけれども、これは議会の皆さん、市民の皆さんとの中ですね、どうすれば人がふえるのかいうことを考える必要があるんじゃないかと思っておりますので、なかなか一言で明快な答弁はできませんけれども、私はやっぱり今の、これまでの道路どんどんつくるとか、何とかどんどん港をどんどんつくるかいうことで人がふえるというようなきは余りありません。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 今市長の答弁を聞きよって、当時それは市長は市長をしてなかった、議員でありましたが、その当時の経緯っていうのが、平たく言えば、いわば住んでよかったというまちづくりだったろうと思うんです。

サービスは大きい方、負担は軽い方いう形で合併をしたわけですが、いつの間にやら、それがホゴにされて、大変生活に厳しい局面を迎えるがゆえに、私は過疎が始まったと思っております。

当然、この四方を海に囲まれた島で、働く場所の確保というのは非常に難しいものがあります。そうした中で私は、生活用語でいうこの島から生活を求めて外貨を稼いでいく人たちのやっぱり福祉も大事じゃろうか、その部分道路をつくるんじゃないです。

そういう便利さをつくっていくというものが次の計画になかったら、これもやっぱり絵に書いたことになりますんで、そこらの部分を十分配慮しながら、計画をしていっていただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 我々常日ごろから、そういったことについては考えてですね、日々の市政担当しとる思いますけれども、私の先ほどの言葉はちょっと行き過ぎたかわかりませんが、一般的に道路ができれば企業が来るんじゃないかというようなことはありますけれど、現在の状況では、例えば広い道ができて、企業がなかなか誘致するというのは、今の社会では非常に難しい思います。

ただし、今2万7,000の人間がこの島で市民が住んでおりますので、そういう例えば救急のための病院へ行くための道路の改良とか、港湾の改良とか、そういう市民が利用するものについてはですね、やはり、不便を感じない日本の平均的な広島県の平均的なレベルまでの、維持改善とかそういったことはやはり、市政全般の中では、やはりその最低でも県平均ぐらいはいく目標をたってですね、努力しないとイケないと思いますので、そういう道路とかそういったことではなしに、医療とか教育とか、そういったものを含めてですね、特色のある行政を進めるために、これからの努力していきたいというように思います。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

19番 胡子雅信議員。

○19番（胡子雅信君） 先ほど山木議員の方からも、基本構想だけでなく、基本計画の部分も議会の議決事項としてはどうかという話がありました。

この件なんですけども、平成23年度に地方自治法の改正によって、2条4項が削除ということで、もともと江田島市の基本、いわゆる地方自治体の基本構想を策定する義務がなくなった。

ただ市としましては、やはり市の、どういうんですかね、方向性を示すためのものを、どうしてもやはり条例で根拠づけたいということで、今回、条例提案されたということでございます。

私はその部分においては大いに評価することでありまして、この件に関しましては議会も二元代表制の一翼を担うというところであれば、積極的に関与していかなくちゃいけない問題だと思います。

そこでですね、もちろん今従前の地方自治法におけるその基本構想については議決をしていこうという条例になっております。

要は、地方自治法の改正前のものと同じ仕組みを今条例化していこうということなんですけども、この条例案において、やはり市民の皆様方にも積極的に市の総合計画について取り組んでいただきたいという思いもありますし、もちろんその基本構想というのは、いわゆる基本的な理念、理念の策定であって、そのあとの具体的な施策については、基本計画というものになります。やはりその基本計画においても、やはりその住民の皆さんもしくは議会が、やはり一度その考える時間というのが必要になってくるかと思うんですね。やはり構想だけ出してですね、あとはもう全然チェックしないよという

形になるのはちょっとまずいのかなということで、私自身は、そう思っております。

そこで今、江田島市議会としましては、議会改革特別委員会を一昨年、23年6月に設置しております、今いろいろ、議会改革についても議論しているところです。

今後また議会基本条例というものをこれから策定しようという動きになっております。

今全国の中でですね、議会基本条例の中に、この総合計画におけるですね、実施計画も議決に含めると議決事項ということであっている地方自治体もありますし、もちろん自治体の憲法であるところの憲法というんですかね、自治体基本条例ですかね、自治体条例ですかね、そこにもやはり構想プラスその基本計画を議会の議決というふうに制定している自治体もおります。

今後ですね、まだ議会の中でもまだ議論し尽くしてないところですが、仮にその議会の議決事項として基本計画までということをして盛り込んだ場合ですね、行政としては何か不都合というかですね、いや逆に、良とする、良というか、その賛成というかですね、そういった思いがあるのか、その点を教えていただければと思います。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 非常に難しい質問なんですけれども、基本条例まで議会の議決をするということになりますと、一般的にいいますと、事務的なことがたくさん、事務がたくさんふえるというようなこともありますけれども、基本的には、例えばそれを基本条例を議会の議決が必要ということにしても、例えばしない場合にはどうかというと、やはりしなくても現在今でも、いろんな具体的な事案については、例えば予算化するときには必ず議会の議決が必要となりますし、全員協議会とか委員会の中でですね、基本的な構想についてはいろいろ説明をしたりする場がたくさんありますので、してもせんでもそう大きく変わらぬと思いますけれども、みんなが参加することになれば、議会の議決が必要、また計画をつくる時にワークショップなどで、タウンミーティングなどで市民の方にも参加してもらうのを義務づけるとかいうようなことができるのが一番理想的にはそういうこととなりますけれども、基本条例について、基本的な構想について、そういう条例化するとか義務化するとかいうことについては、また議会の皆さんの意見を聞きながら、それが1番やっぱりベストということになれば、そういう方向で進むと思いますので、もう少し時間かけて協議を議会側との協議をしていきたいと思っております。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） わかりました。一応ですね、まだ議会側としてもですね、こういったその議決事項として基本計画についてをするかどうかという議論ができませんので、我々の議会の方としましてですね、そういった議論した中で、また、行政側と、いろいろ協議させていただきたいと思っておりますので、そのときにはよろしくお願ひいたします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(上田 正君) 暫時休憩とします。

11時10分まで休憩をします。

(休憩 10時58分)

(再開 11時10分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて、会議を再開します。

## 日程第8 議案第15号

○議長(上田 正君) 日程第8、議案第15号「江田島市新型インフルエンザ等対策本部条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第15号「江田島市新型インフルエンザ等対策本部条例案について」でございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴いまして、新型インフルエンザ等対策本部に関する事項を定める条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長(川地俊二君) ただいま上程されました議案第15号、江田島市新型インフルエンザ等対策本部条例案について説明いたします。

このたびの条例案は、平成24年5月に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法により、市町村に対策本部の設置が義務づけられたことにより制定するものです。

この特別措置法は、新型インフルエンザ等が発生した場合の体制整備等について規定した法律でございます。

この法律によりますと、感染力が強い新型インフルエンザ等が発生した場合、政府の対策本部長が、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発します。

この宣言がなされた場合において、各市町村は、対策本部を設置することとなっております。

そのため、条例制定が必要となったものです。

なお、この条例案は、国の示した準則どおりとなっております。

14ページをお開きください。

条例案です。

第1条に趣旨、第2条に組織、第3条に会議、第4条に部。

15ページをお願いします。

第5条に委任事項を規定しております。

附則としまして、この条例は法の施行の日からの施行とすることとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） このインフルエンザの対策本部を立ち上げるということですが、今現在市民の中にインフルエンザの患者が何人ぐらいおるんですか。把握しておりますか。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 現在のインフルエンザの対象者というか患者は把握しておりません。

今回この条例案は、現在流行しているインフルエンザというものでなくて、強毒性を持つ新しいインフルエンザが発症した場合の対策本部という条例案でございます。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） やはりこういう対策本部を立ち上げるには、行政としては、患者がどのくらいおって、どういうふうになっとるかいうことを把握するのが普通じゃないですか。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 今回の分について違いますけれども、インフルエンザの発症状況につきましては、定点病院というのが江田島市に2病院があります。

その2病院から西部保健所、県の出先機関ですけれども、西部保健所のほうに何人ほど今週は何人ほどの患者がおりましたという報告をするようになっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 国の方から緊急事態宣言が発令されれば、江田島市のほうへこの対策本部を設けんやいけんわけですが、この本部長いうのを誰になるのか。また副とかいろいろ役付きおりますが、これは市長さんがなられるのかどうかお伺いします。

それからですね、附則のことなんですが、法の施行の日から施行するとありますが、

この法の施行の日というのはいつなんでしょう。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） まず1点目の対策本部長はだれかということですが、今回の条例には規定しておりません。といいますのが、特別措置法、国のいう法律の方で対策本部長は市長をもって充てるという条文がございますので、市長が対策本部長になります。ということで、法律で決められております。

それと組織につきましても、この本文につきましても、副市長、教育長、消防長、その他市長が定めた職員、任命する職員で組織するということが法律で定められておりますので、条例の方には決めておりません。

それと施行日の話ですけれども、今回この法律は、平成24年5月に公布されております。ただ、この公布においては、法律の附則において、この法律は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。というふうに法律で決めております。まだ政令が発令されておられませんので、この条例もまだ施行日ができてないということになります。予定としましては、25年4月1日を予定ということは聞いておりますけれども、まだ政令が発令されておられませんので、まだ公布日が決めてないということでございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第16号・日程第10 議案第17号

○議長（上田 正君） 日程第9、議案第16号「江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案について」及び日程第10、議案第17号「江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案について」を、一括議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第16号及び議案第17号についてでございます。

最初に議案第16号「江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案について」でございます。

介護保険法の一部改正に伴いまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるために条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続いて議案書156ページ、議案第17号「江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案について」でございます。

介護保険法の一部改正に伴いまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるために条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） ただいま一括上程されました議案第16号、江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案及び議案第17号、江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案について、説明いたします。

すいません、ちょっと厚いんですけども、2冊目の216ページをお開きください。参考資料を添付しております。

1に今回制定する条例案の地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスの二つの条例案の名称を書いております。

2としまして、制定の理由として、今回の条例制定案は、平成23年5月に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定めていた基準の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準と指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、この二つの基準をそのまま条例として制定するものでございます。

3の条例案の内容としまして、条例案の内容は、地域密着型のサービスごとに事業所におかなければならない従業員の職種や員数、事業者の定員、必要な設備、行なうべき介護内容、運営上決めておかなければならないことなど、これまで厚生労働省令に定められているものを、その基準どおりに条例として規定することとしたものでございます。

4番としまして、施行日として、二つの条例案とも平成25年4月1日から施行するものです。

次のページの217ページです。

5にその他として、今回の条例案としている地域密着型サービスの種類を列挙しております。

まず、地域密着型サービスとは、介護が必要な状態となっても、可能な限り、住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供される次の8種類のサービスのことを言います。

ということで、(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護から(8)の複合型サービスの8種類のサービス名と、それぞれ、そのサービスの事業概要を記載しております。

なお、(3)の認知症対応型通所介護の後に、また、括弧書きとしまして、括弧の中に介護予防認知症対応型通所介護書いておりますが、これは地域密着型介護予防サービスもある事業ということでお示ししております。

同様に、(4)・(5)のサービスにも地域密着型介護予防のサービスがあるということで、括弧書きで示しております。

このようなことから、今回の二つの条例案といいますのは、(1)から(8)までの地域密着型サービス事業の基準についての条例案と、(3)(4)(5)の右側にあります括弧書きの介護予防サービスの事業の基準についての条例案の二つをそれぞれ条例制定することとなったものでございます。

1冊目の17ページなんですけども、議案書の1冊目の17ページから155ページまでが江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案、157ページから2冊目の215ページまでが江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案となっております。

1冊目の17ページをお開きください。

こちらの方が、地域密着型サービスの条例案の目次となっております。

第1章に総則、第2章には定期巡回・随時対応型訪問介護看護について規定し、その第1節には基本方針等、第2節には人員に関する基準、第3節に設備に関する基準、第4節には運営に関する基準、第5節には連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例として、サービスのための基準を規定しております。以下同じように、第3章に夜間対応型訪問介護、第4章に認知症対応型通所介護、第5章には小規模多機能型居宅介護、第6章には認知症対応型共同生活介護、18ページの第7章には地域密着型特定施設入居者生活介護、第8章には地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第9章に複合型サービスとして、8種類の地域密着型サービス事業について、それぞれを章立てとして、各サービスの基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準などを定めております。

150ページをお開きください。

附則としまして、附則の第1条として、この条例は、平成25年4月1日から施行

するものでございます。

なお、附則の第2条から155ページの附則第14条までは、経過措置として、介護保険法施行令や介護保険法の一部改正がされる前から事業運営を行っているものについては、改正前の規定を適用する旨の規定を付した附則としております。

157ページをお開きください。

地域密着型介護予防サービスの事業内容の条例案の目次でございます。

第1章に総則、第2章には介護予防認知症対応型通所介護、以下第3章に介護予防小規模多機能型居宅介護、第4章に介護予防認知症対応型共同生活介護として、3種類の地域密着型介護予防サービス事業のそれぞれの基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めております。

2冊目の214ページをお開きください。

この条例の附則でございます。

附則の第1条として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

なお、附則の第2条から215ページの附則第4条までは、やはり同じように経過措置として、介護保険法施行令や介護保険法の一部が改正される前から、事業運営を行っているものについては、改正前の規定を適用する旨の附則となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） これ20ページの第4条なんですけど、非常にええこと書いとるんですよ。今江田島市においてですね、この4条のとおりを実施されとるのかどうかいうことでね、いうことは、居宅でね、介護ができないからだいたい施設に入ろうと思うんじゃないけど、施設は順番待ちになって入れんのんです。これ20ページね。

ほいで、49ページの第4節、指定夜間対応型訪問介護の基本取り扱いなんですけどね、これは夜間対応を当市においてはやられとるんですか。

それとね、96ページ、地域密着型特定指定施設入所生活介護いうのがここにあるんですけどね、これのですね、入居者の反応ですよ、満足しておられるんか、非常に不満をもっておられるというのをちょっと答えてください。

それとですね、130ページにね、第5節、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準というのがありますが、今の要はユニット型ですよ、この第5節は。これは江田島市においてね、この施設があるもんかないもんか。

最後にですね、たぶん施設から、保健所にいろんな報告があると思うんですけども、報告をそのままのみにするんでなしに、各施設を福祉保健部としてもですね、検査をしてね、調査せにゃいけないんじゃないか思うんですが。

以上、1. 2. 3. 4. 5点お尋ねします。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） まず、217ページの方を見ていただければと思うんですけども、まず20ページの話なんでしょうけども、217ページの方で説明させていただきますけども、まず、江田島市に現在ある施設というのが、（3）認知症対応型通所介護、この施設。それと、（4）小規模多機能型居宅介護。それと、（5）認知症対応型共同生活介護。この三つの施設がございます。

今議員さん御指摘の、定期巡回随時対応型訪問介護看護の施設はありません。

夜間対応型訪問介護、これについても今現在江田島市にはありません。

それと、（6）で地域密着型の特定施設入居者の生活介護施設、これもございません。

7番の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちらの方にも今、江田島市にはございません。

先ほど答えましたように、江田島市に現在あるのは地域密着型として認定申請されてうちの方が認めとるのが、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、この三つの施設についてしかありませんので、今のところ、そちらのほうの対応はしておりません。

それと、これらの施設からの報告はちゃんとやっとなるかということですが、定期的のうちの方は検査をすることになっておりますので、指導監督しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 施設をつくるのはね、民間事業者とかいろいろやっとなるわけなんじゃけど、そうなるとちょっとこの条例がね、実施するということになると、これものすごい、いろんなこと書いとるよね。全部をまだ目を通してはないけど、この二つの条例だけでも実施しよう思うたら大変なことなんじゃけど、これは、今後どういうふうにするんです。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 今後どのようにするかということなんですけれども、今までもこういう施設の受け付け、申請は市町村でございました。

厚生労働省令によりまして、基準にありまして、江田島市の方へこういう施設をやりたいという申請は江田島市の方へ受け付けて、うちの方が審査して、うちの方が認可するという手続にはわかりません。

これらの施設につきましても、将来できる可能性がありますので、その条例案として、つくつとるというふうに御理解いただければと思います。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） それでね、いわゆる24時間の、いわゆるホームヘルプサービスというのか、夜間対応。24時間ね、夜間も対応できるようなね、体制をつくらにゃいけないのじゃないかと思うんですよね。そんなんどうです。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 確かに必要なサービスだと思いますけれども、申請がない以上、うちの方としては認可してないということで、今のところ事業者がいない

というふうに御理解いただければと思います。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） これは国のを参酌して条例制定するわけですが、これだから地域主権改革に伴うものですからね、地域の自主性・自立性を高めんにゃいけんわけで、これ独自性がつくったんかどうかね。江田島市におうたものを国以外のものをつくったところがあるのかどうかお伺いします。

それからですね、1から8までのサービスがあるということですが、3・4・5が江田島市にはあるということですが、どのような事業所があるのか、名前を挙げてほしいですがね。

それから要望の方もね、お伺いします。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） まず1点目の独自性の条文をつくったかということなんですけれども、江田島市としては独自性の条文をつくっておりません。

省令そのものがサービスを実施する最低限のものを定めております。

省令基準を上回る内容や異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域の特性が認められないと考えておまして、条例案としましては、国の基準どおりの条例案とさせていただきます。

それと、施設についてでございますけれども、(3)の認知症対応型通所介護の施設、江田島市には3か所今申請があつて、3か所事業展開されております。まず、鹿川にあります認知症対応型通所介護事業所鹿川、それとデイサービスセンター江能、それとデイサービスセンターえがおの3事業所がやっております。

それと(4)の小規模多機能型居宅介護につきましては、やはり鹿川ですけれども、小規模多機能型居宅介護事業所鹿川という名前でやっております。

それと、認知症対応型共同生活介護の施設でございますけれども、3施設あります。グループホームいこいの里、これは江田島町の中央にあります。それと、誠心園グループホーム、それと、小古江にあるんですけども、グループホーム能美いこいの里、この3施設があります。

以上でございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 説明が非常にざっぱくなんよね。もう少し地域に密着した説明をお願いしたいと思います。

要は部長のところと言うと、応募者がおりませんということなんですけど、やっぱり人口をふやしていくということは、お年寄りにきていただいても別段市に対したら差し障りはないわけですから、こうした施設をたくさんつくることにおいて、若者の働く場所もふえてくるわけです。

そうした面で、いろんな施設、地域密着型の施設が無い部分を力を入れてやっていかにゃいけんと思うわけですが、今ある施設が、この条例においてどのように変わっているのか、いうことの説明もないままなんですよね。そこらのところをわかりやすく説

明していただかないと、みんな素人であります。

こうした取り組みがなされたのはまだ年数も浅いわけですから、ようやく地に着いたというのが、ここ十五、六年ぐらいですか。それぐらいの歴史しかありませんので、もう少しこの施設について、私らがすぐそこに行くわけですから、そこらの説明をお願いします。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 市の方からという話なんですけれども、まず今回の条例、厚生労働省令のときからでございますけれども、市の方が公募してやりなさいという施設がございます。

それにつきましては、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、これらが市に必要だと思えば公募型で市の方から積極的に投げかけなさいということになっております。

それに応じて先ほど言いました鹿川は指定して、でき上がったものです。

今回またもう一つ、今年度公募をかけております。

それに対して応募者はおりますので、またプロポーザルをやらさしてもらおうと思っております。

この条例において、どのように変わるのかということなんですけれども、申請とか許可につきましては、厚生労働省令のときからと同じ条文となっておりますので、今現在つくっている施設につきましても、これからつくる施設につきましても、同じ条件でつくっていただくというふうになっております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） そういう促進事業があるわけですから、もう少し、市として、力を入れていただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 力を入れたいと思います。

ただ、これの施設につきましても、介護保険料との兼ね合いがありますので、介護保険料、施設がたくさんできれば介護保険料がまた上がるということもありますので、その辺との兼ね合いも加味しながら、うちの方としては公募をいろいろ考えていきたいと思っております。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 今この2つ条例、一括上程されておりますけれども、これ一応見る限りは基準、基準に関する条例案ということです。

これはいわゆるこれ努力目標の条例なのか。

基準がある以上は、それをしなさいということで、ある意味では義務規程なのかなということもあるんですけども、これに関して定期的に市の方がチェックするのかどうか。もしくはチェックして、その基準に満たない場合、市がその是正勧告なり、そういったものをしていくのか。

ちょっとここがこの条例案の中で見てこないんで、基準はつくったけれども、実際

それを運用しなければ、全くとないものと同じだと考えます。

あまりいい例じゃないですけども、例えば何年か前、去年、一昨年ですかね、旅館の分ですね、福山の方でホテル火災とかあって、基準をチェックしても、やっぱり是正とかしてなかった部分において、大惨事になったと。

今回この条例における今江田島市内に3つ施設が、3種類の施設があるということなんですけれども、やはり仮にですよ、何かあったときに、基準に満たしてないものが後から判明した場合、じゃ行政責任はどうなんだというところも出てくると思うんです。

そういった意味で、今の指導とかですね、あと是正勧告とか、あと定期的に、例えば1年に1回チェックするのか、そういうところを教えていただければと思います。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） この条例につきましては努力義務じゃなくて運用規程でございます。

この当時の申請かどうかというをチェックしますので、そのとおりでなかったらうちの方は申請を受け付けつけない。

途中段階におきまして、指導監督につきましては、この地域密着型につきましては、市の指導監督というふうになっておりますので、うちの方は定期的にこれの施設へ監査指導に行くこととなっております。で、今現在も行っております。

それと是正勧告ですけども、それらを守ってない場合、うちの方が今入所されとる方も、もしあれじゃたらいらっしゃいますので、その入所されてる方の処置をちゃんとしてから、いうことで、その後をうちの方が守れなかったら、それを停止しなさいという権限をうちの方に持っております。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） はい、今定期的ということなんですけども、これは例えば3年に1ぺんとか、2年に1ぺんとか、もしくは一年に1ぺんとか、そういったものの期間を教えてくださいたいのと、あとは今の指導をする準拠のこれは法令なのかどうか、その別途規則を定めているのか、そこを教えてください。

今この条例案だけみると基準しかちょっと出てないもんですから。そのところ、これ今運用の条例ということをお願いしておりますけども、そこらへんのところを、教えてください。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） うちの方としましては、3年に1回、これらのものについて定期的にいこうというふうにしております。

それと、これらについても運用ですから、このとおりで守っていただくという指導をしていくと。

基準ということにこだわっています。この基準ですべて決めておりますので、この基準をもとにチェックしていくということになっております。

○議長（上田 正君） 9番 野崎議員。

○9番（野崎剛睦君） 私も新聞情報でしっとるわけなんですけど、長崎でですね、認知症高齢者の共同生活しとるところが火災になって亡くなったということで、テレビを

見たら非常に悲惨な状態で、これは加湿器が加熱じゃないかということだったですね。それでこれも新聞とかテレビなんですけど、結局そこにスプリンクラーがなかったんじゃないかと。だからそのとき多分厚生労働省の基準でスプリンクラーがなかったんじゃないか。あればもう少し被害が少なくてすむんだなというふうに思ったわけなんですけど。

それで今（５）の認知症高齢者の共同生活住居できるという施設がいこいの里ですか、それと誠心園、それと小古江に、３施設あるということなんですけど、これについてはスプリンクラーとか、そういうふうな設備にですね、あってるのか、そしてまたそういう事故があったもので、先ほど胡子議員が言われたように、調査、査察に入りとかですね、是正勧告をされたのか、そこらを聞かしていただきたいと思うんですけど。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 先ほどのスプリンクラーの件だと思うんですけども、３施設、江田島にある３施設とも補助金を出して、３施設につけております。

査察等につきましては、消防の方が、もう１回行つとると、最近行ったというのは聞いております。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） まずお尋ねの件ですけれども、長崎のグループホームが火災がありました。

私どもの消防本部では、翌日にもうすぐ査察計画をつくり、そしてまた、対象となっております３施設には、その明くる日に立ち入り検査へ入っております。これは消防法第４条に基づく立入検査権を使用して、立ち入り検査を行っております。

その立ち入り検査の結果でございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたスプリンクラー設備については、この３施設とも設置されております。そしてまた、良好に維持をされておりました。

その他の設備としては、このスプリンクラーだけではなくて、消火器そして誘導灯、自動火災報知設備、さらには消防機関へ通報する火災報知設備などが設置されています。

ですから、本市におきますそのグループホームというのは、非常に現段階では良好な形で設置・維持・管理されているということでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

まず、日程第９、議案第１６号「江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第17号「江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 日程第11 議案第18号

○議長(上田 正君) 日程第11、議案第18号「道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第18号「道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例案について」でございます。

道路法の一部改正に伴いまして、市が管理する市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定めるために条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 石井土木建築部長。

○土木建築部長(石井和夫君) それでは議案第18号、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例案について説明いたします。

本条例は、第2次地域主権改革一括法に対応するものです。

条例案は219ページから240ページです。

条例の主な内容は、参考資料で説明いたします。

241ページをお開きください。

条例の制定の経緯と趣旨については、1と2にありますように、地域主権改革一括法により、道路法の一部が改正され、これまで国が定めていた道路構造の技術的基準及び道路の案内標識と警戒標識の寸法について、道路管理者である市が、それぞれ道路構造令と道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を参酌して、条例で定めるものです。

3、条例制定における考え方は、(1)として、道路構造の技術的基準及び道路標識

の寸法については、どちらも道路法の規定に関する基準であるため、まとめて一つの条例として制定します。

(2)として、条例には根幹となる項目を定め、弾力的運用に係る項目は規則に委任するものとします。

(3)として、本市に該当のない施設の基準については、条例化はしないこととしております。

次に、条例における基準の設定は、まず、(1)の道路の構造の技術的基準については、原則、政令に定める基準に従っておりますが、(ア)の路肩の幅員、次のページ、(イ)の駐車帯の幅員、(ウ)の退避所の長さについては、江田島市の地形や道路の整備状況、利用状況などから、表のとおり独自の基準としております。

また、参酌基準からの除外規定として、国道・県道に限られるもの、軌道敷に関するもの、積雪地域に関するものは条例に定めておりません。

次に、道路標識の寸法については、交通安全に必要な基準と考え、参酌基準どおりとしております。

5、施行日は、附則で平成25年4月1日としております。

以上で、説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番(山木信勝君) 市の独自の基準を設けたのが3つほどあるんですがね。

駐車帯の幅員の縮小についてはね、これはちょっと1.5メートル、1メートル幅を小さくするんですが、これじゃただし書きにもありますけどね。やはり国の通りの2.5メートルがいいんじゃないですか。危ないと思いますがね。

○議長(上田 正君) 石井土木建築部長。

○土木建築部長(石井和夫君) 国の基準におきましては2.5メートルが標準となっております。

これは大型車両がおおむね車両構造でいきますと2.5メートルございますので、その交通量が多い道路については2.5メートルを基準として定めるというのが標準化されております。

一方江田島市の市道におきましては、2車線の道路で改良されている部分が少なく、大型車両の通行もめったにないことから、標準を1.5として、大型車両の通行が多い場合を2.5まで拡大できるというふうにしております。

以上です。

○議長(上田 正君) ほかにありませんか。

7番 片平議員。

○7番(片平 司君) これ自転車道路をつけるようになってるんじやが、何か知らん条件がなけりゃやらんでもええというようになってるんじやけど、自転車道路とかその歩道がないとこがいっぱいあるんじやけどね江田島市内には。これはどうするんです。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 江田島市内においては、仰せのように自転車道とかあるいは歩道のないところがたくさんございます。

県道においても、県道・国道においても十分整備されていない状況でございますが、市道については幹線道路ではなく、どちらかという区画街路のような道路が多ございまして、交通量も少ないことから、歩道を設置すべきと考えられる市道についてはわざわざでございます。

さらに、自転車専用歩道を設ける道路につきましても、十分な自転車交通量が、現在のところございませんので、自転車専用道は設けるようには考えておりません。

ただ、そういった歩行者・自転車の安全を守るために、この規程においては、通常路肩は0.5メートルぐらい必要になるわけですけれども、歩道などが設置できない場合、地形上のやむを得ない理由で歩道などが設置できない場合においては、路肩を拡幅するような規定にしております。

そういったところで、地形の狭い江田島市の特徴として、歩道が十分な歩道がとれない場合においては、路肩で対応しようというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 確認までなんですけども、これ4月1日から施行ということで、市道の基準、技術的基準を定める条例ということなんですけども、今こちらの基準、条例案に、すべて満たしているという認識でいいのか、もしくはこの基準に満たしていない市道の部分があって、今後改良する箇所があるのかどうか、この点教えてください。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） このたびの条例につきましては、新たに新設もしくは改築されるものについての規定でございます。

したがって、現在のところ未回収のものについては、未回収をもって法律違反ということではなく、新たにそれらを改良するときこの基準に従うということになっております。

それで、そのために、この条例が制定するがためにですね、新たに工事を計画しているところは現在のところございません。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

18番 扇谷議員。

○18番（扇谷照義君） ひとつお願いしたいんですけども、江田島市内は全部狭いんですが、今交通安全協会やあるいは署の方で考えとるのは、30ないし40キロしか走れないところが多いんです。それとあと一つ、全市の道路が全部追い越し禁止区域なんです。できれば、事故をなくするために、高齢者も多くなりまして、非常に車のスピードが遅い車がありますんで、できれば主道路につきましても、幅員を広くして、追い越し禁止区域を一つでも二つでもつくっていただきたいとこのように思ってるんですが、

市の方ではそういう計画はございませんでしょうか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 市内の幹線道路につきましては、ほとんどの場合が国道もしくは県道でございます。

それで、議員仰せのように歩道とか路肩幅員も十分にとれている状況ではないところがありまして、市内の道路については40キロの速度規制、もしくは追い越し禁止区域がずっと引かれております。

追い越し禁止区域の設定については、公安委員会の方で判断されるところでございますけれども、道路の拡幅につきましては、財源のこともございますが、計画的に進めていただくよう県の方に引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

午後1時まで休憩いたします。

なお、直ちに議会運営委員会を開きますので、委員の皆様は、議長室に御参集願います。

（休憩 12時02分）

（再開 13時01分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

大石議員から午後欠席の旨の連絡を受けておりますので、これを許可しておりますので報告します。

## 日程第12 議案第19号

○議長（上田 正君） 日程第12、議案第19号「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第19号「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案について」でございます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴いまして、市が管理する市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるために条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは議案第19号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案について、説明いたします。

本条例は、地域主権改革一括法に対応するものです。

条例案は、244ページから258ページです。

条例の主な内容については、参考資料で説明いたします。

259ページをごらんください。

条例制定の経緯と趣旨は、1と2にありますように、地域主権改革一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の一部が改正され、これまで国が定めていた官公庁や福祉施設等を結ぶ特定道路の歩道の勾配や構造等の基準について、道路管理者である市が、省令を参酌して条例で定めるものです。

3の条例制定における考え方です。

（1）として、特定道路はバリアフリー法に基づき、市町が策定する基本構想において、特にバリアフリー化が必要なものとして指定を受けた道路です。

基本構想を策定していない江田島市においては、現在特定道路はありませんが、特定道路以外の道路についてもバリアフリー化を推進するため、構造等の整備基準を条例で定めることとしております。

（2）として、これまで市は、道路のバリアフリー化については、省令及び広島県福祉のまちづくり条例に基づいて行っており、これら二つの基準を勘案し、全国一律のバリアフリー整備水準を確保する必要な基準として省令で定める参酌基準を基本に定めることとしております。

4、条例における基準の設定は、独自基準については、江田島市においては、国の参酌基準と広島県福祉のまちづくり条例に追加する事項はないと判断しております。

また、路面電車停留場など、本市でも、今後も想定し得ない規定については除外することとしております。

附則として、この条例の施行は、平成25年4月1日からとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） さっきも聞いたんじやが、歩道よね、ここ歩道をつけにゃいけて書いてるんじやけど、つけんでもええんかいね。

それとね、国道とか県道に歩道があるでしょう。ほいでその歩道が、道路へ出るときに5センチか3センチぐらいの段差つけとるよね、たしか。これがね、今、年取った人が乗っとる電動カーがあるじゃろう。非常に危ないんよ。

それとね、あの歩道がちょっと、道路出るときに斜めになっとるんがあるんよ。あれはね、電動カーがコットンと倒れるんよ、ようは。

それえなん直さにゃいけんのんじゃないか思うんじやが、これは関係ないんかね、この条例できてから、どうするん、関係ないんならないいうて、あるんならあるいうて、どうするんかちょっと言うてや。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 本条例につきましては、バリアフリー法に基づく、バリアフリー化のための基本構想に基づいて国が指定をした特定道路についての構造基準でございます。

江田島市におきましては、現在のところ特定道路は指定を受けた特定道路ございませんので、しなくちゃいけないかそれともしなくでもいいかと言いますと、しなくてもよろしいです。

ただし、バリアフリーというのは、やはり高齢社会において必要なことでありますので、特定道路を持たない江田島市であっても、バリアフリーを推進するときの参照となるように、このたびの条例において定めることとしております。

それで先ほどお話のありました段差につきましては、歩道から車道を横断する部分については2センチの段差が必要とされております。

これは、足の不自由な人などのための車いすのためにはですね、この2センチっていうのは大きなものかもしれませんけれども、視覚障害者の方にとっては、車道と歩道の区分をするために必要なものとして、現在のところ2センチというふうな規定になっているものです。

それから、狭い歩道において、歩道への乗り入れなどのために横断勾配がついてるところがございます。十分に広ければ歩行する面がですね、平らな状態で歩行していただくことができますけども、江田島市のように1メートルとか1メートル50のような狭い歩道がある場合には、横断勾配をとってしまうと、議員仰せのように、車道側に傾いてしまって、電動カーなどが危険な状態になるっていうのは存じ上げております。そういったところは、主に県道になりますので、県の方で、県の方に危ないところを指摘をさせてもらってですね、それで予算の範囲内で改築していただくように要望してまい

ります。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） どっちにしてもね、バリアフリー云々というところわけじゃけえね。この次のなんか条例の中にも、そういうところ出とるんじゃけど公園のどこの。ほいでもう一つこれ関連でお尋ねしますけどね、棧橋、中町棧橋も高田棧橋も多分県から委託を受けて市が管理しとるはずなんじゃけどね。中町棧橋には障害者の人が車を乗り降りするように、雨が降ってもええように旧フェリー乗り場から切符売るところの間に屋根がついとる通路になつとるもんじゃけえ、そこへ車を乗り入れて、雨が降っても濡れんでもええようにしてもろうたんですよ。県というか市に、一昨年。ところがね、高田棧橋はそれができんのよ、どうやっても。ほいじゃけえ高田棧橋じゃ乗り入れせんようにしてくれえいうていいよんじゃがね、これ何とかしてもらわんとね、これもバリアフリーなんよ。これにや関係ないんじゃ言われりやそれまでじゃが、関係ないんかね。高田棧橋は、バリアフリーじゃなしに、障害者の方が車から降る思うても、いちいち運転手の人が降りて傘差してあげんにやだめなんです。雨降りは。中町棧橋は、屋根がある、通路があるもんじゃから、そこへ車を乗り入れてできるようにしとる。してもろうた。じゃが高田棧橋については、県がちょっと待ってくれえいうていうことじゃけえ、いつまで待つんかしらんのじゃけどね。できんから、今んとこ中町棧橋で乗り入れをしてくれえいうてなつとるんじゃけどね。

やっぱ高田棧橋も何とか、こういう条例ができたんならね、考えらにやいけんのじゃないか思うんじゃけどね。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 条例案の説明の中でも申し上げましたけれども、広島県においては、広島県福祉のまちづくり条例というものが、ちょっと年代は忘れてしまったけども、平成になってからだったと思うんですけども、条例制定されております。

その中で、道路とか公園施設あるいは建築物において、バリアフリー化を進めるようにということで、指導がなされております。

その条例の中で、新しい建物、今仰せのような中町棧橋などについては、条例に基づいた計画がなされておりますので、ある程度バリアフリー化が進んでいると思います。

高田棧橋については、多分昭和の時代につくられたものでありますので、今のバリアフリーっていうのは十分進んでない状況でございます。

障害者の方々に古い施設について、公共施設については御不便をおかけしておりますので、高田棧橋などにつきましては、県の港湾ではございますけども、上屋について市で施工している状況でございます。

したがいまして、万一、バリアフリー化をしようとする、県とも協議をしてみますけれども、おそらく市の方で計画を立てて施工する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、バリアフリー化は高齢社会にとりまして必要なことですので、予算の範囲内でできるだけ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 日程第 1 3 議案第 2 0 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 3、議案第 2 0 号「江田島市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 2 0 号「江田島市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案について」でございます。

河川法の一部改正に伴いまして、準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定めるために条例を制定する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは、議案第 2 0 号、江田島市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案について、説明いたします。

本条例は、地域主権改革一括法に対応するものです。

条例案は 2 6 1 ページから 2 7 5 ページまでです。

条例の主な内容は、参考資料で説明いたします。

まず 2 7 7 ページをごらんください。

用語解説の 1 番目に準用河川について記載しておりますが、準用河川は、広島市の大田川のような一級河川や、能美町の永田川のような二級河川など、河川法に基づき整備管理を行う河川に対し、ごく小規模であっても、治水対策や生活環境の保全などのため、河川法を準用した管理が必要なものとして、市町村長が指定した河川をいいます。

市には小鹿野川など3河川がございます。

次に条例についてですが、前のページをごらんください。276ページです。

条例制定の経緯と趣旨は1と2にありますように、地域主権改革一括法により河川法の一部が改正され、これまで国が定めていた準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準について、政令を参酌して、河川管理者がある市が条例で定めるものです。

3、条例制定における考え方ですが、これまで市は準用河川の整備等を政令に基づいて行っており、治水上の安全性や維持管理の観点、流域の状況などから、今後も当該基準によって、河川管理施設等の設置や管理を行うことが適切と判断しております。

4、条例の内容ですが、参酌基準である河川管理施設等構造令では、表の左側の列のように、ダムから次ページの伏せ越しまで8種類の施設について、その構造等を定めております。

条例には、表の右の列のように、本市における河川の規模では当てはまらないダム、高規格堤防、可動堰、排水機場などの施設に関する基準は条例からは除外し、その他のものについては、参酌基準である政令のとおりとして定めることとしております。

施行日は、附則で、平成25年4月1日としております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第21号

○議長（上田 正君） 日程第14、議案第21号「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第21号「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案について」でございます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴いまして、市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるに当たり、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは、議案第21号について説明いたします。

本条例は、地域主権改革一括法に対応するものです。

条例案は279ページから288ページですが、条例の主な内容は、参考資料で説明いたします。

289ページをごらんください。

条例制定の経緯と趣旨は1と2にありますように、地域主権改革一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の一部が改正され、これまで国が定めていた都市公園内の公園施設のうち、不特定多数の者が利用し、または高齢者、障害者等が利用する園路、便所、掲示板等の特定公園施設の設置基準等について、公園管理者である市が省令を参酌して条例に定めるものです。

3、条例の制定における考え方は、第1に、これまで市は特定公園施設のバリアフリー化について、省令及び広島県福祉のまちづくり条例に基づいて行っており、これら2つの基準を勘案して定めること。

第2に、都市公園のバリアフリー整備水準が低下しないよう、最低限の基準として、省令で定める参酌基準を基本に定めることとしております。

4の条例の内容ですが、対象とする公園は都市公園法による公園で、特定公園施設は省令で定められた園路及び広場、屋根付広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び音楽堂、駐車場、便所、水飲場及び手洗場並びに掲示板及び標識で、基準内容は次ページの別表のとおりです。

5、施行日は、附則で、平成25年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 5 議案第 2 2 号

○議長(上田 正君) 日程第 1 5 号、議案第 2 2 号「江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 2 2 号「江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

本市一般職の職員等の給与について、人事院勧告に準じて改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 土手総務部長。

○総務部長(土手三生君) 議案第 2 2 号について説明いたします。

議案書 2 9 2、2 9 3 ページに改正条文を、2 9 4 から 2 9 6 ページに新旧対照表を、2 9 7、2 9 8 ページに参考資料を添付いたしております。

今回の主な改正理由は、広島県人事委員会勧告や、他市町の状況を勘案いたしまして改正するものでございます。

初めに主な改正内容を説明させていただき、その後議案の説明をいたします。

議案書の 2 9 7 ページ、参考資料をお願いいたします。

今回の主な改正内容は 2 点ありまして、まず 1 点目が、自宅に係る住居手当の廃止です。

改正の理由といたしましては、国、県、他の自治体で廃止または見直しが検討されておりまして、県が平成 2 5 年 4 月から廃止することに伴いまして、本市も廃止するものでございます。

主な改正内容は、自宅、持家に係る住居手当は新築後、満 5 年になるまで月額 2、

500円支給していましたが、ことし4月1日からこれを廃止するものでございます。

現在該当職員は19人で、廃止によりまして年額57万円の削減となります。

次に、2点目が、給与構造改革における経過措置の段階的廃止です。

改正内容は、こちらも国、県、他の自治体で廃止または見直しが検討されておりました、平成18年度からの給与構造改革に伴う諸制度の導入が終了いたしましたことにより、県と同様に、平成25年度から28年度にかけて経過措置を設け、段階的に廃止するものでございます。

現在、該当職員は33人で、総支給額は月額20万3,947円でございます。

それでは、議案書の292ページをお願いいたします。

第1条で一般職の職員、第2条で水道事業の職員、第3条で交通船事業の事務職員の自宅に係る住居手当支給に関する条項を削除いたしております。

また、第4条で、平成18年度に行った給与条例の一部改正の附則の改正を行うもので、これは今回の給与構造改革における経過措置を設けた廃止条項を加えています。

293ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するといたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） ここで私がどうとも言うてもですね、変わるもんじゃないんじゃないけど、これは労働組合は当然了承しとるんですよ。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） はい、組合と協議いたしまして、了承いただいております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 公務員の賃金はこの10年ほどの間にですね、数十万円下がったと思うんですが、その中でこういうふうな下げるいう事はね、労働意欲に関係してくるんじゃないんですか、市長どうです、これは。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 確かに多いけりゃ多いほど労働意欲がわくわけなんですけど、それを下げようという話なんですけれども、いろんな今回の場合は手当を下げるという話なんですけれども、ご存じのようにですね、東日本大震災の復興に充てるということで公務員が去年の4月から2年間に限って給与を下げております。

それに伴いまして地方も給料を下げということでありますけれども、この給与を下げというのが、その裏返しに、交付税を1兆何ぼですか8,000億ですけどへすというような強固な手段でですね、無理やりに地方の公務員の給与を下げるような手段を国が法律でもってしばってきまして、これは手当なんですけれども、給与下げること

については、民間の給料と比べても決して低くないというようなことになっておりますので、これはやはりみんなが辛抱してですね、市の職員だけではなしに、やはり江田島市の民間の給与と江田島市の職員、また日本全体の民間とこの公務員との差、給与の差というような考えた場合には、この際は、市の職員にも我慢してもらってですね、その財源をですね、福祉とかそういったものにまわすことにするというので、これはもう辛抱してもらわなければならないというように思っております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 時の政権はね、2%のインフレにせにゃいけんと言いながらね、一方では公務員の給料下げ、公務員が高いけえ民間を下げ、一方で給料を下げながらね、どうやって私は2%のね、インフレにするんか思うて不思議でならんのですよ。これや絶対ならんと思うんじゃがね。

これ以上言うてもしょうがないけえ終わりますが、以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

5番 山本秀男議員。

○5番（山本秀男君） 給料のことなんですが、去年の4月1日ではおそらくラスは94だと思うんですが、国を100を基準として94と。

先ほどの関連するんですが、安い、意欲も低下しておるんじゃないかというふうを感じるわけですね。やっぱり職員は生活給でございますよね。

そういうことで、そういうことと含めて94のラスは全職員をプールして、それが94という数字になっていると思うんです。

それで、勧告どおりにやられて、段階によって恐らくラスも違うと思うんですよ。

そこらあたりは、どのように調整を考えておられるのか、これをお聞きいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議員御指摘のとおりですね、やはりあの年齢階層によってラスの率が違います。

そういった部分で組合の方からもいろいろそういった改善策とかですね、そういった部分の要望が出ております。

それに対して市の方としても、順次ですね、年代層による格差の部分をいかにしたら解消できるかという部分につきまして、いろいろ内部で検討しながら、今、組合と協議して進めてきておるのが現状でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 6 議案第 2 3 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 6、議案第 2 3 号「江田島市議会議員の政務調査費の交付に関する条例及び江田島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 2 3 号「江田島市議会議員の政務調査費の交付に関する条例及び江田島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について」でございます。

地方自治法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、同法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第 2 3 号について説明いたします。

議案書 3 0 0 ページから 3 0 2 ページに改正条文を、3 0 3 から 3 0 6 ページに新旧対照表を、3 0 7 ページに参考資料を添付いたしております。

初めに主な改正内容を説明させていただき、その後議案の説明をさせていただきます。

議案書の 3 0 7 ページ、参考資料をごらんください。

今回の改正要旨は、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について、地方自治法が一部改正されまして、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行されることとなりました。

これを受けまして、本市の議会制度の見直しに関する事項として、今回、上程した二つの条例の一部改正をするものでございます。

主な改正内容は、まず 1 点目が、江田島市議会議員の政務調査費の交付に関する条例でございます。

まず、1 点目が、政務調査費が政務活動費に改められましたので、題名及び本則中の該当字句について改正をするものでございます。

次に、第1条、趣旨中、交付目的に、その他活動を加えまして、議員の調査研究、その他活動に資するために改正いたしております。

次に、第5条の政務活動費に充てることができる経費の範囲を、これまでは条文形式で掲載いたしておりましたが、これを別表の表形式に改めまして、具体的に内容を規定いたしております。

次に、第10条に透明性の確保に関する条項を追加いたしました。

次に2点目、江田島市特別職報酬等審議会条例は、今回、政務調査費が政務活動費に改められましたことにより、字句の改正をいたしております。

それでは議案書の302ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日を、第1条、この条例は平成25年3月1日から施行するといたしております。

なお、経過措置といたしまして、この条例施行前の政務調査費の交付に関する規定は、なお従前の例によることといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第24号

○議長（上田 正君） 日程第17、議案第24号「江田島市防災行政無線局条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第24号「江田島市防災行政無線局条例の一部を改正する条例案について」でございます。

防災行政無線の統合デジタル化整備に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第24号について説明いたします。

議案書309ページに改正条文を、310ページに新旧対照表を添付いたしております。

今回の改正内容は、平成22・23年度の2か年で整備いたしておりました、防災行政無線の統合デジタル化整備事業が完成したことに伴いまして、現行条例の条文整理をするものでございます。

310ページの新旧対照表により説明いたします。

まず、第5条第3項は字句の改正をいたしております。

次に、別表第2は、周波数の異なる旧4町の移動系基地局を本庁の一極に統合するために改正いたしましたものでございます。

議案書309ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するといたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第25号

○議長（上田 正君） 日程第18、議案第25号「江田島市暴力団排除条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第25号「江田島市暴力団排除条例の一部を改正する条例案について」でございます。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴いまして、現行条例を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第25号について説明いたします。

議案書312ページに改正条文を、313ページに新旧対照表を添付いたしております。

313ページの新旧対照表により説明させていただきます。

このたび暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正がありまして、同法律に、第32条の2、事業者の責務の条文が新たに加えられましたことに伴いまして、今回上程いたしました本市条例の該当部分が、32条の3第1項に条ずれとなるため、これを整備するものでございます。

議案書312ページにお戻りくださいです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するをいたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 19 議案第 26 号

○議長（上田 正君） 日程第 19、議案第 26 号「江田島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 26 号「江田島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案について」でございます。

障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 議案第 26 号について説明いたします。

このたびの条例改正案は、障害者自立支援法の一部改正により、平成 25 年 4 月から法律の題名が改正されること、また、平成 26 年 4 月からは障害福祉サービスを受ける区分の名称の障害程度区分が、障害支援区分に改正されることによるものでございます。

315 ページに一部改正条例案を、316 ページに新旧対照表をつけております。

316 ページの新旧対照表をごらんください。

左が改正案、右が現行条文です。

題名の江田島市障害程度区分認定審査会を、江田島市障害支援区分認定審査会に。

第 1 条中の、障害者自立支援法を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正し、また、題名と同様に、第 1 条にある障害者程度区分認定審査会の名称を、障害者支援区分認定審査会に改正するものです。

また、附則による改正としまして、江田島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表にあります障害者程度区分認定審査会の名称も改正を行うこととしたものでございます。

315 ページにお戻りください。

附則第 1 条として、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものです。

ただし、名称の障害程度区分を障害支援区分に改める改正規定と、附則第 2 条で改正する委員の名称改正につきましては、法の施行に合わせまして、平成 26 年 4 月 1 日からということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 附則のところを聞きたいんですが、施行期日がね、25年と26年に分かれとるんですが、これはなぜなのか、お伺いします。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） このたびの法律改正によりまして、法律の名前が変わる部分につきましては、平成25年4月1日から、その中身の区分、障害者程度区分を障害支援区分に改める部分につきましては、平成26年4月1日から改正するという法律に合わせたものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第20 議案第27号

○議長（上田 正君） 日程第20、議案第27号「江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第27号「江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

鹿川老人集会所の廃止に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 議案第 27 号について説明いたします。

318 ページに一部改正条例案を、319 ページに新旧対照表をつけております。

319 ページの新旧対照表をごらんください。

左が改正案、右が現行条例となっております。

別表第 1 と別表第 2 にあります鹿川老人集会所の項を削るものでございます。

318 ページをお開きください。

附則として、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 21 議案第 28 号

○議長（上田 正君） 日程第 21、議案第 28 号「江田島市保育園条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 28 号「江田島市保育園条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成 26 年 4 月 1 日から高田保育園を廃止することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 議案第28号について説明いたします。

321ページに改正条例案を、322ページに新旧対照表をつけております。

322ページの新旧対照表をごらんください。

第2条の表にある高田保育園の項を削るものでございます。

321ページをお開きください。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 聞くとところによるとね、柿浦保育園は、やはり統合の対象な  
ったんじゃないが、住民の反対で統合がないなったみたいなのを聞いたんじゃないけど、高  
田は住民の反対がなかったん。

一つはね、中町保育園に統合なるようになってるみたいなんじゃないけどね。中町保育  
園もかなり古いわけなんじゃないけど、いわゆる耐震化の問題について、昨年9月か6月に  
一般質問でしましたけど、これ新しいのを建てるとか耐震化にするとかいうのは考えて  
ないんですか。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 高田保育園の廃園について反対があったかというこ  
とですけども、当初は反対がありました。

ただし、こちらの方の説明会を3回、4回開催した結果、保護者の同意を得られた  
ものと考えております。

柿浦保育園につきましては、いまだ協議中で、今後も引き続き検討していきたいと  
思っております。

それと中町保育園の施設改修でございますけども、耐震化につきましては、まだ予  
定はしておりませんが、統合することによって園児がふえます。

それにつきまして、園舎を改築、それとか裏側の駐車場整備につきましては、25  
年度当初予算の方に計上さして審議していただくように予定しております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(上田 正君) 暫時休憩とします。

午後2時10分まで休憩いたします。

(休憩 13時56分)

(再開 14時09分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて、会議を再開します。

## 日程第22 議案第29号

○議長(上田 正君) 日程第22、議案第29号「江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第29号「江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

鹿川漁船保全施設(第2号)の完成に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 瀬戸本産業部長。

○産業部長(瀬戸本三郎君) 議案の説明に先立ち、今回の議案に参考資料として具体的な位置図を添付しておりませんでしたので、本日追加にさせていただきます。

資料に不備があり、大変申しわけありませんでした。

それでは、議案第29号、江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部改正案について説明します。

324ページに条例改正案を、325ページに新旧対照表を添付しております。

325ページの新旧対照表をごらんください。

今回の一部改正は、鹿川漁船保全施設、第2号の完成に伴い、新たに水産業振興施設として管理することとなったため、一部改正を行うものであります。

別表第1の表中、鹿川漁船保全施設の項の次に鹿川漁船保全施設(第2号)を加えるものであります。

附則として、本条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 日程第 2 3 議案第 3 0 号

○議長（上田 正君） 日程第 2 3、議案第 3 0 号「江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 3 0 号「江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について」でございます。

道路法施行令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは議案第 3 0 号、江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

このたびの改正は、道路法施行令の一部改正によって、道路占用許可の対象となる物件に、新たに太陽光発電設備と風力発電設備及び津波避難施設が加えられたことに伴い、これらの物件の占用料を設定するため、所要の改正を行うものです。

327ページから331ページに改正案、332ページ以降に条例案新旧対照表を添付しております。

新旧対照表の333ページをごらん下さい。

左側が改正案、右側が現行です。

1列目が占用物件の種類で、2列目が単位、3列目が単位あたりの占用料です。

左側2段目の政令第7条第2号に掲げる工作物が追加された発電設備に関するもので、3段目の政令第7条第3号に掲げる施設が津波避難施設に関するものです。

表中、Aに0.028を乗じて、とあるAは近傍類似の土地の時価です。

その他、この2物件の追加による号数の移動の整理を行っております。

なお、占用料金単価の改定は行っておりません。

附則として、この条例の施行は、平成25年4月1日からとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 下線部分が改正ということですが、332ページ下線引いとりますが、これは、変わったとこがないようですがね、どうでしょうか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 新旧対象表の作成につきましては、該当する第1号から333ページの13号まで一連として変わっておりますので、一連のものとして新旧対照表をつけさせていただきました。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第31号

○議長（上田 正君） 日程第24、議案第31号「江田島市市営住宅条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第31号「江田島市市営住宅条例の一部を改正する条例案について」でございます。

公営住宅法の一部改正等に伴いまして、市が管理する市営住宅及び共同施設の整備基準、入居者の資格の収入基準等を定めるために、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めらるるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは議案第31号、江田島市市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例は、地域主権改革一括法に対応するものです。

336ページから341ページに条例案を、342ページから347ページに新旧対照表をお示ししております。

改正の主な内容については、参考資料で説明いたします。

348ページをごらんください。

1、改正の概要は、地域主権改革の一括法により、公営住宅法の一部が改正され、これまで県が国が定めていた公営住宅等の入居収入の基準及び整備基準について、事業主体である市が省令を参酌して、条例で定めるものです。

また、このたび住宅地区改良法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正による条例の整備もあわせて行います。

2、主な改正内容です。

（1）として、従来の条例に整備基準を新たに設けるため、条例名を江田島市市営住宅設置、整備及び管理条例とします。

（2）として、市営住宅及び共同施設の整備について、共同施設等整備するに当たり、法により当該整備基準を事業主体が定めることとされたため、国の整備基準である公営住宅等整備基準を参酌して定めることとしております。

次のページにまいりまして、入居者の資格ですが、このたびの住宅条例の改正につきましては、本来階層である入居者資格の要件が、法令の中から削除されたことに伴い、市の条例において、本来階層の入居者資格要件並びに裁量階層の入居者資格要件を定めるものです。

本来階層は、低所得者に対する、住宅の困窮者である本来、低所得者に対する、入居資格を定めたものであり、裁量階層につきましては、下の四面枠囲みの中にありますように、条件が不利な方々のために、所得基準を若干上げまして、募集をするように定

めたものでございます。

次に、350ページにまいりまして、改良住宅並びにコミュニティー住宅及び特定賃貸優良賃貸住宅に入居する者に対する金額も同様に定めております。

それから、同居の承認並びに入居の承認、収入超過者等に関する認定についても定めております。

戻りまして、348ページの(2)でございますけれども、先ほどちょっと申し忘れましたけれども、整備の基準につきましては、国の参酌基準である公営住宅等の整備基準をそのまま移して定めております。

以上です。

○議長(上田 正君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 山木議員。

○17番(山木信勝君) 349ページの1番下にもありますように、裁量階層は、国の裁量階層とはだいぶ違うんですがね。これを国に合わしたらおかしいんですかいね。

○議長(上田 正君) 石井土木建築部長。

○土木建築部長(石井和夫君) 従来の裁量階層の金額につきましては、収入の全体の分布を見たときに、下から40%の人の額で定めておりました。

しかしこのたびの法令の改正によりまして、50%に国の方で上げられております。

今回国にならって裁量階層を上げますと、それだけ所得の高い人たちも応募が可能になります。

江田島市の住宅の整備状況並びに応募状況を勘案しますと、十分な数の住宅が整備されておられませんので、裁量階層を上げると本来救わなければならない本来階層の方々の倍率が上がってしまうこととなりますので、そこは従来どおりの40%である21万4,000円とさせていただきます。

以上です。

○議長(上田 正君) 15番 山本一也議員。

○15番(山本一也君) 裁量階層のところですね、基準を超えた人がかなりおられるんじゃないか思うんですが、そこらのところは把握されておりますか。

○議長(上田 正君) 石井土木建築部長。

○土木建築部長(石井和夫君) 手元に資料ございませんけれども、入居をされるときには、所得収入に応じて判定をさせていただきます。

一たん入っていただきますと、所得が変わったものについては毎年収入申告書を提出していただいて、その収入申告に応じた住宅使用料を払っていただいています。

したがいまして、一たん入ってしまえばですね、徐々に所得が仮に上がったとしても、それに応じた住宅使用料払っていただいている状況です。

以上です。

○議長(上田 正君) 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君）　　そういう状況で、低所得者がかなり入れない状況が私のところには入いとるわけですよ。

そうした方の新しくそうした方を救うために、新しく古い住宅を壊した跡地とかいうような場所に、新たに建設するというような計画はないんですか。

○議長（上田 正君）　　石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君）　　現在市内にある市営住宅につきましては、古い建物から順次計画的に更新を行っております。

仰せのように住宅困窮者というのは、なかなかすべてに対して整備の水準が整っておりませんので、新たに住宅を建設すればいいのかもしれませんが、まずは、既存の施設の更新を先にさせていただいております。

また、公共施設につきましては、やはりこういった維持管理におきまして多大なお金を要することから、計画的に将来の需要を見越して、十分見越して必要量を算定する必要がありますので、それらについては、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田 正君）　　15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君）　　今市では定住対策は進めておるわけですが、要は金持ちしかこの島に住めないというようなことを元からこう言われるように聞こえるわけです。

そうしたことのないように、やっぱりこれからまちを育っていくという形で、当然、都会の方で仕事がなくなった。いわばワーキングプア層の方が島へ来たい言うても、受け入れる場所がなかったら来れないんで、そこらのところ十分に今後考慮していただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田 正君）　　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第25 議案第32号

○議長（上田 正君）　　日程第25号、議案第32号「江田島市立学校設置条例の一

部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君）　ただいま上程されました議案第32号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成26年4月1日から中町小学校と高田小学校を統合して中町小学校とし、高田小学校を廃校することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田正君）　横手教育次長。

○教育次長（横手重男君）　議案第32号、江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

352ページに改正条文、353ページに参考資料といたしまして、新旧対照を添付しております。

353ページの新旧対照表で御説明いたしますので、ごらんいただきたいと思っております。

左側が改正案、右側が現行でございます。

下線部分が改正部分でございます。

別表第1の江田島市立高田小学校の項を削るものでございます。

352ページの方にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく願います。

○議長（上田正君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 6 議案第 3 3 号

○議長（上田 正君） 日程第 2 6、議案第 3 3 号「江田島市教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 3 3 号「江田島市教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

公立学校共済組合との譲渡契約に基づき管理している高田教職員住宅に係る譲渡代金の支払いが、平成 2 5 年 3 月 1 0 日で終了し、所有権が当該組合から本市に移転することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） それでは、議案第 3 3 号、江田島市教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

3 5 5 ページから 3 5 6 ページに改正条文、3 5 7 ページに参考資料といたしまして新旧対照表を添付しております。

3 5 7 ページの新旧対照表で御説明いたしますので、ごらんください。

左側が改正案、右側が現行でございます。

下線部分が改正部分でございます。

別表の高田教職員住宅 1 - 1 から 3 - 2 まで追加し、表を改めるものでございます。

3 5 6 ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、附則第 1 項で、施行期日は、この条例は、平成 2 5 年 3 月 1 0 日から施行するものでございます。

また、附則の第 2 項で、経過措置といたしまして、この条例の施行日の前日までに、江田島市鷲部教職員住宅及び高田教職員住宅管理規則の規定によりなされた高田教職員住宅に関する処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） これ高田の農協の横にある住宅が今度江田島市に入るとい  
ことなんですよ。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） そのとおりでございます。

一応ですね、償還が終わりましたので、譲渡契約が完了したということで、この3  
月10日をもって、江田島市の方に帰属するもので、条例を改正したものでござい  
ます。  
以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 教職員住宅はこれ入居率が私悪いような気がするんじや  
かどなんですかね。

それとね、借金が残った、あと鷺部教職員住宅、あっこだけがまだ借金が残っ  
とんかいね、お伺いします。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 山木議員さんのおっしゃるとおりですね、今年度  
はですね、ちょっと教職員の入居状態よくありません。

ほいで、それぞれ教職員の方に入居するように勧めておりますけど、今現在  
ですね、16室はございますけど、一応7室が空室の状態でございます。

それと2の鷺部教職員住宅につきましては、平成29年3月にやはりあの完了  
する予定ですので、借金の返済完了する予定ですので、その29年の3月に完  
成次第また条例改正をしたいと考えておりますので、よろしくお願  
いします。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第34号

○議長（上田 正君） 日程第27、議案第34号「公の施設の指定管理者の指定について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第34号「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

鹿川漁船保全施設（第2号）については、鹿川業協同組合を、真道山森林公園については、公益社団法人江田島市シルバー人材センターを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第34号、公の施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。

本議案は、鹿川漁船保全施設（第2号）の完成及び本年3月末で指定期間が満了する真道山森林公園について、指定管理者を指定したいので提案させていただいたものでございます。

358ページをお願いいたします。

今回提案いたしました施設の名称、指定管理者、指定の期間について説明いたします。

まず1番、施設の名称、鹿川漁船保全施設（第2号）、指定管理者は鹿川漁業協同組合、指定の期間は、先ほど議案第29号で議決をいただきました江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の公布の日から平成28年3月31日までといたしております。

次に2番、施設の名称、真道山森林公園は、指定管理者は公益社団法人江田島市シルバー人材センター、指定の期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間です。

なお、359ページから361ページに参考資料1及び2に指定管理者の選定資料として、ただいま御説明いたしました2施設ごとの施設の概要、指定団体（候補者）の概要、それから指定管理者の業務の範囲、指定の期間、指定管理料、指定の理由をそれぞれ添付いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、直ちに採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

起立多数であります。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 28 議案第 35 号

○議長(上田 正君) 日程第 28、議案第 35 号「新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。  
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。  
田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 35 号「新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」でございます。

公有水面埋立竣工認可により新たに土地が生じたことを確認するとともに、字の区域を変更する必要がありますので、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項及び第 260 条第 1 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。  
よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 石井土木建築部長。

○土木建築部長(石井和夫君) それでは議案第 35 号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、説明いたします。

このたびの対象となる土地は、県道深江柿浦線の道路改良に伴う埋立工事として、平成 22 年 10 月 21 日に公有水面埋め立てが免許され、平成 24 年 12 月 11 日に竣工認可を受けた土地であります。

362 ページの下段の表をごらんください。

表の左欄ですが、新たに生じた土地の位置については、2 区域に分かれており、整理番号 1 の大柿町大字深江字下郷の海沿いの道に接する地先公有水面と、整理番号 2 の字田中の海沿いの道に接する地先公有水面です。

これらの土地を表の右の欄の字に編入しようとするものです。  
次のページの位置図をごらんください。

大柿町深江漁港周辺です。

赤の網掛け部分が新たに生じた土地で、田中橋のかかる田中川が字界です。

南の整理番号1の土地は字下郷への編入で、北の整理番号2の土地は字田中への編入で、合計512.9平方メートルです。

土地利用については、道路用地と護岸用地となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第29 議案第36号・日程第30 議案第37号

○議長（上田 正君） 日程第29、議案第36号「公有水面埋立てに関する意見について」及び日程第30、議案第37号「公有水面埋立てに関する意見について」を、一括議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第36号及び議案第37号、「公有水面埋立てに関する意見について」でございます。

公有水面埋立法第3条第1項の規定によりまして、広島県知事から、公有水面埋立ての出願に関する諮問があり、本市としては、この出願に係る意見について、異議のない旨答申したいので、同条第4項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

出願人が、議案第36号は、江田島市長、議案第37号は、広島県知事となっております。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは、議案第36号及び議案第37号の公有水面埋立てに関する意見についてを説明いたします。

これら2議案は、江田島市が進める小用地区開発事業に関連する埋立事業で、議案第36号は、江田島市が事業主体となる移転用地等の造成に係るもの、議案第37号は、広島県が事業主体となる国道487号道路改良事業並びに小用港整備事業に係るものです。

互いに関連しておりますので、一括して説明いたします。

このたび、埋め立て免許権者である広島県知事から、これら2件の埋め立てについて、地元自治体の江田島市長に諮問があったので、異議のない旨を答申することについてお諮りするものであります。

内容は、参考資料で説明いたします。

368ページをごらんください。

埋立申請箇所は、江田島町小用2丁目から3丁目に至る区域の海面で、小用地区開発事業のいわゆるウシイシ地区の埋立事業となります。

表の上段に記載の江田島市が施工する区域は、図のダイダイ色の(A)(B)(C)の区域で、面積は5,220.39平方メートルです。

埋立地の用途は、水産企業移転用地、海岸保全施設用地、水産加工場用地、埋め立て地区内の区画道路用地です。

表の下段の広島県が施工する区域は黄色の(1)から(4)までの区域で、面積は7,804.51平方メートルです。

(1)が港湾事業分で、小型船だまり埠頭用地と緑地、(2)(3)(4)が、国道事業分で道路用地となります。

表の中で1工区と2工区の分けは、工事に当たって、図の真ん中で斜めに伸びている現況の防波堤の北側部分、(1)(2)(A)(B)の区域を先に埋め立てた後に、防波堤の南側、(3)(4)(C)の区域をあとに埋め立てる計画としていることから工区分けをしております。

また、A区域とB区域の分けは、1工区と2工区にそれぞれの施工主体の土地が飛び地になっていることから分けしているものです。

この埋立工事にかかる海域には、希少生物は確認されておらず、民家や海域環境への影響調査を行った結果、大きな影響はないと評価されています。

また、漁業関係者など関係権利者の同意が得られております。

このため、これらの埋め立てに対して異議なしと回答することを提案しております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 368ページの、図面の下側の広島県のところですが、小型船だまり埠頭用地緑地、それから道路用地とあるんですが、道路用地はどうつくんですかあれ、道路の線がないが。今の小型船だまり埠頭用地の中へ道路つくんでしょ。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） この表にあります道路用地については、左側を少し見ていただくと（2）とあるんですが、この（2）における道路用地を指しております。

それで（1）の中には、小型船だまり埠頭用地の中に仰せのように区画は道路が入っておりますが、埠頭用地と一体となって整備されるものと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 道路の図面こう引かにゃいけんじゃない。どこが道路かわからんでこれは。道路用地と書いても。真ん中の方入るんじやろうこれ道路は。へりへ入るんねほいじゃ。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） これは埋立てに関する位置図でございますので、道路事業計画をそのものを図示しておりません。

国道部分につきましては、この図でいきますと（2）（4）の部分が国道部分の位置になります。

（1）の中の区画道路につきましては、施行主体が（1）は広島県ですので、全体を広島県として着色をし、（1）と記載しております。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 小型船だまり埠頭用地、この中に道路用地つくるわけじやろ。真ん中の方へ。中につくらんのほいじゃ。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） （1）の中には国道用地は入っておりません。

この中には埠頭用地としての必要な区画道路は入っておりますけれども、国道用地としては入っておりません。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

まず、日程第29、議案第36号「公有水面埋立てに関する意見について」を、起

立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第37号「公有水面埋立てに関する意見について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 日程第31 議案第38号・日程第32 議案第39号

○議長(上田 正君) 日程第31、議案第38号「市道の路線廃止について」及び日程第32、議案第39号「市道の路線認定について」を、一括議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま一括上程されました議案第38号及び議案第39号についてでございます。

最初に議案第38号「市道の路線廃止について」でございます。

市道大原69号線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書372ページ、議案第39号「市道の路線認定について」でございます。

新たに市道として15路線を路線認定したいので、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 石井土木建築部長。

○土木建築部長(石井和夫君) それでは、議案第38号、市道の路線廃止について及び第39号、市道の路線認定についてを説明いたします。

議案書369ページをごらんください。

まず廃止する路線は、大柿町の大原の大原69号線です。

農道と重なっている一部区間の管理区分を明確にするため、本路線を一たん廃止し、農道区間外を2路線に分割して認定しようとするものです。

次のページの参考資料をごらんください。

廃止する市道を赤線で示しております。

左上の大古小学校あたりの国道487号を起点として、図の下側の山地部の黄線の農道にたってから八幡川沿いに右上の大柿中学校前に至る路線です。

黄線を農道として一元管理することとするため、市道の区間を見直すものです。

農道区間外は2分割に分割して改めて認定いたします。

次に、認定する路線ですが、議案書372ページです。

市道路線認定調書をごらんください。

提案路線は次のページまでで15路線あります。

まず、整理番号1から4までの4路線は、新規に認定する路線で、地域の宅地へのアクセスに必要な道路として市道認定の要望があり、市が管理する道路として定めている基準にも適合していることから、新たに市道認定するものです。

次に、整理番号5と6は、先ほど廃止説明をした大原69号線を分割して、認定する路線です。

次に373ページをごらんください。

整理番号7から15までの9路線は、農道から移管して認定する路線です。

これらの路線は、従来農道として管理していたものですが、沿道の宅地化が進み、農業的利用が減少したことから、農道の見直しとあわせて市道認定の検討を行ったものです。

これらの路線は、地域の宅地へのアクセスに必要な道路であり、市が管理する道路として定めている基準にも適合していることから、新たに市道認定するものです。

それぞれの位置図は374ページから378ページまで添付しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

まず、日程第31、議案第38号「市道の路線廃止について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 2、議案第 3 9 号「市道の路線認定について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 散 会

○議長（上田 正君） 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、二日目はあす、午前 1 0 時に開会いたしますので、御参集願います。

(散会 1 4 時 5 9 分)